

## 川島町マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、川島町マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の画像を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もキャラクターを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を認めない。

- (1) 川島町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に該当するとき。
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長がその使用について不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合又はキャラクターの立体物若しくは動画を製作する場合には、あらかじめ川島町マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

3 町長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承認をしたときは川島町マスコットキャラクター使用承認書（様式第2号）を、承認しなかったときは川島町マスコットキャラクター使用不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

4 第1項の承認を受けることができる者は、次の者に限る。

- (1) 町内に住所を有する者

- (2) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 町内に存する学校に在学する者
- (4) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に町長が承認する者

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、別記1デザイン集に定めたものとする。
- (2) 町長が別に定める色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。
- (3) デザインの使用に当たり、別記2の表記（「使用例」参照）を付すること。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項各号の規定に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真の提出をもって、物件の提出に代えることができる。
- (3) 半期ごとに川島町マスコットキャラクター使用商品等販売状況報告書（様式第4号）を提出すること。

(権利設定の禁止)

第5条 キャラクターを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第7条 キャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第4条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示に違反したときは、町長はその使用の差止めを請求し、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示に違反したときは、その承認を取り消すものとする。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(庶務)

第8条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、農政産業課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記1

デザイン集

かわべえ1



かわべえ1 (グレー)



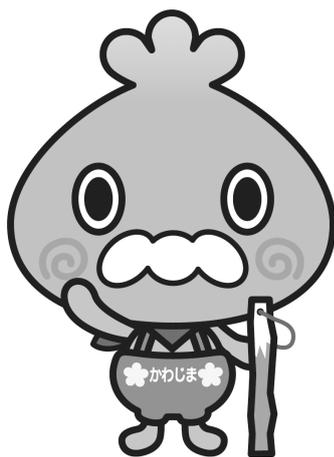
かわべえ1 (線画)



かわべえ2



かわべえ2 (グレー)



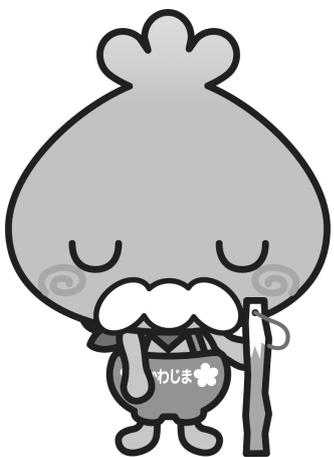
かわべえ2 (線画)



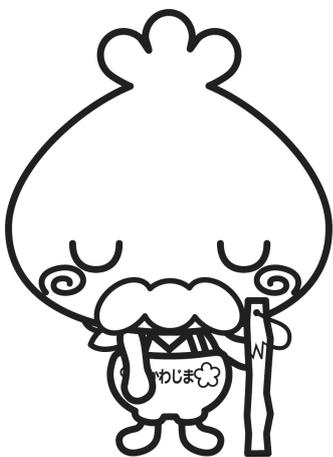
かわべえ3



かわべえ3 (グレー)



かわべえ3 (線画)



かわみん 1



かわみん 1 (グレー)



かわみん 1 (線画)



別記 2

使用例 1



川島町マスコットキャラクター  
かわべえ

使用例 2



©川島町 2 0 1 0

使用例 3



川島町かわべえ

使用例 4



川島町マスコットキャラクター  
かわみん

使用例 5



©川島町 2 0 1 2

使用例 6



川島町かわみん